

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
主催大会等競技役員手当及び主管団体交付金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）の主催大会及びそれに準ずる大会（以下、「主催大会等」とする。）における競技役員手当及び主管団体交付金について必要な事項を定めることを目的とする。

(主催大会等における競技役員手当)

第2条 本連盟の主催大会等における競技役員手当は、次の区分により定めるものとする。

- (1) レフェリー
- (2) ラインズマン
- (3) スタンバイレフェリー
- (4) 競技役員
- (5) ゲームスーパーバイザー
- (6) レフェリースーパーバイザー
- (7) 医事役員（有資格者）

2 前項に掲げる競技役員に関する手当の金額は、大会の区分ごとに定め、別表1に掲げるとおりとする。

3 別表1に掲げる金額は、支給する際の上限額とし、その範囲内で主催団体と主管団体との協議によって決定する。

(主管団体交付金)

第3条 本連盟の主催大会については、競技会開催規程第5条の規定に基づき、都道府県アイスホッケー連盟に委託することができ、委託された都道府県連盟を主管連盟と呼ぶ。

2 主管連盟には主管団体交付金を交付することができる。

3 主管団体交付金の額は、大会の区分ごとに定め、別表2に掲げるとおりとする。

(強化事業における競技役員手当)

第4条 本連盟が実施する強化事業（試合）における競技役員手当の金額は、カテゴリーごとに定め、別表3に掲げるとおりとする。

(領収書の收受)

第5条 手当等を支払った場合は、本連盟は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。なお、銀行振込による支払いの場合はこの限りではない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規程は、令和3年6月26日から施行する。

別表1 競技役員手当

(単位 金額:円)

大会区分	1 試合当たりの手当の金額						
	レフェリー	ラインズマン	スタンバイ レフェリー	競技役員	ゲーム スーパーバイザー	レフェリー スーパーバイザー	有資格医事役員
全日本選手権 (A) 有料試合 無料試合	15,000 10,000	10,000 7,000	/	2,000	2,000	2,000	15,000
シニア男子日本代表戦 シニア男子国際戦 (IIHF 主催競技会を除く)	10,000	7,000	/	2,000	2,000	2,000	15,000
シニア女子日本代表戦 シニア女子国際戦 (IIHF 主催競技会を除く)	10,000	7,000	/	2,000	2,000	2,000	15,000
全日本選手権 (B) 国民体育大会	5,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000
全日本女子選手権 女子日本リーグ	5,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000
全国高等学校選抜大会 全国高等学校総合体育大会	5,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000
全日本小学生低学年選抜	2,000	/	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000
その他の全国大会	3,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000
インラインホッケー 全日本選手権 (A、B、L)	2,000	/	500	500	500	500	15,000

1 その他の全国大会には、日本学生女子大会、全日本女子中学・高校生大会、全日本オールドタイマー大会 (0-70、0-60、0-50)、全国中学校体育大会、全日本少年大会 (中学生、小学生の部)、全日本社会人大会が含まれる。

2 上記金額は、支給する際の上限額とし、その範囲内で主催団体と主管団体との協議によって決定する。

3 この表に規定されていない競技会の手当は、競技会規模や競技レベルを基に同等レベル競技会の金額を参考にして、主催団体と主管団体との協議によって決定する。

4 旅費については、JIIHF 役員旅費規定に準じる。但し、手当支給対象者には日当を支給しないものとする。

5 強化事業の一環として行う競技会等におけるオフィシャル手当の金額については、別に定める。

別表2 主管団体交付金

(単位 金額：円)

大会区分	1大会当たりの交付金額		備 考
	有料大会	無料大会	
全日本選手権(A)	収支差額の20%		・収支差額の20%が20万円に満たない場合は、20万円を交付できる。
シニア男子日本代表戦 シニア男子国際戦	200,000	100,000	・開催期間が2日間以上の有料大会に限り、20万円を交付できる。
シニア女子日本代表戦 シニア女子国際戦	200,000	100,000	・開催期間が2日間以上の有料大会に限り、20万円を交付できる。
全日本選手権(B) 全日本女子選手権(A) 女子日本リーグ	200,000	100,000	・日本女子リーグの場合は、1次リーグ、2次リーグごとに1大会とする。
その他の全国大会		100,000	
インラインホッケー 全日本選手権(A、B、L)		100,000	・A、B、Lの 카테고리ごとに1大会とする。

- 1 その他の全国大会には、日本学生女子大会、全日本オールドタイマー大会(0-70、0-60、0-50)、全日本社会人大会が含まれる。
- 2 全日本選手権大会以外の大会において、テレビ放映が行われ、それによる放映権収入がある場合は、その放映権の20%を主管団体交付金に上乗せして交付する。
- 3 有料大会において、新型コロナウイルス感染症対策など特別な措置を講じなければならない場合の主管団体交付金については、主催団体と主管団体との協議により別途決定する。